

# 官報号外

昭和三十九年六月二十六日

## ○第四十六回 参議院會議録追録

〔第二十一号参照〕

審査報告書

外交関係に関するウイーン条約

及び関係議定書の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

外務委員長 草葉 隆圓

一、委員会の決定の理由

この条約は、國家間の外交関係の開設、外交使節団の派遣、外交上

の特権免除等に関する從來の國際慣習を成文化したものであり、

関係議定書は、この条約の解釈又

は適用から生ずる紛争を、國際司法裁判所による解決その他の平和的解決手続きに付すべきことを定めたものである。わが國は、この条約及び議定書の当事国となることにより、國際法の法典化に寄与するとともに、諸外國との外交関係の処理について成文による準則を与えられ、また、わが国外交官が任國において明文上の待遇保障

を得ることとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に伴い必要な費用として、約一億二千万円が昭和三十九年度予算に計上されている。

別に費用を要しない。

審査報告書

在外公館の名稱及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 草葉 隆圓

一、委員会の決定の理由

この条約は、國家間の外交関係の開設、外交使節団の派遣、外交上

の特権免除等に関する從來の國際慣習を成文化したものであり、

関係議定書は、この条約の解釈又

は適用から生ずる紛争を、國際司法裁判所による解決その他の平和的解決手続きに付すべきことを定めたものである。わが國は、この条約及び議定書の当事国となることにより、國際法の法典化に寄与するとともに、諸外國との外交関係の処理について成文による準則を与えられ、また、わが国外交官が任國において明文上の待遇保障

一、費用

本法施行に伴い必要な費用として、約一億二千万円が昭和三十九年度予算に計上されている。

別に費用を要しない。

審査報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 上原 正吉

一、委員会の決定の理由

この条約は、國家間の外交関係の開設、外交使節団の派遣、外交上

の特権免除等に関する從來の國際慣習を成文化したものであり、

関係議定書は、この条約の解釈又

は適用から生ずる紛争を、國際司法裁判所による解決その他の平和的解決手続きに付すべきことを定めたものである。わが國は、この条約及び議定書の当事国となることにより、國際法の法典化に寄与するとともに、諸外國との外交関係の処理について成文による準則を与えられ、また、わが国外交官が任國において明文上の待遇保障

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開放経済体制への移行に対処して企業経営のいつそ

うの健全化に資するため、現行の再評価積立金の資本組入割合等による配当制限措置を經營の実情に即し若干改正して、暫時措置によとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 上原 正吉

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

参議院議長重宗雄三殿

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸表等の大蔵大臣への提出手続を整

決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手続を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手続を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

代理理事 文教委員長 中野 文門

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の支出し予算について、節の区分、支払計画を廃止し、決算の完

結期を五月三十日に繰り上げる

とともに、公庫が作成する財務諸

表等の大蔵大臣への提出手續を整

備する等所要の改正をしようとするものであつて、適當な措置と認める。

昭和三十九年五月七日

大蔵委員長 新谷寅三郎



## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、理財局の証券部を分離独立させて証券局に昇格させること、管財局及び為替局の名称をそれぞれ国有財産局及び国際金融局と改めること、主計局の次長を一人増員すること、東京及び大阪國稅局の調査査定部を分割すること、稅務講習所の名称を稅務大학교と改めること、並びに定員を三百二十二人増員すること等の措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

## 一、費用

本法施行に伴い必要な経費として千六百三十九万七千円が、昭和三十九年度予算に計上されている。

## 審査報告書

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十九年六月十一日  
建設委員長 安田 敏雄

## 要領書

この法律案は、交通条件の悪い山間へき地等の産業の開発がきちんと立ちおくれている実情にからがみ、これらの地域に産業の総合開発をはかるため、奥地等産業開發道路の整備を促進するもので、おおむね妥当な措置である。

## 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、交通条件の悪い山間へき地等の産業の開発がきちんと立ちおくれている実情にからがみ、これらの地域に産業の総合開発をはかるため、奥地等産業開發道路の整備を促進するもので、おおむね妥当な措置である。

## 一、費用

この法律による奥地等産業開発道路の整備は、昭和三十九年度を初年度とする新道路整備五億年計画事業費四兆一千億円の一環として実施されることをたてまるとしているが、昭和三十九年度事業費としては特に計上されていない。

**[第二十八号参照]**  
審査報告書  
東海道新幹線鐵道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案  
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月十六日

運輸委員長 米田 正文  
参議院議長重宗雄三殿

## 審査報告書

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月十一日  
通信委員長 占部 秀男  
参議院議長重宗雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、東海道新幹線の列車が二百キロメートル毎時以上の高速度で走行できることにかんがみ、その列車の運行の安全を妨げる行為の処罰に関する行為の処罰に関し、鉄道営業法の特例等を定めようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

## 一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

東海道新幹線鐵道がかつてない高速度により運転され、一たび事故が発生すればおそるるべき被害が予想される特殊性にかんがみ、政府ならびに國鐵當局は本法の制定に当たり左の点につき特段の配慮をなし、もつて鐵道運行の安全を期すべきである。

本法施行のため、昭和三十八年度日本電信電話公社予算に七千万円の出資が計上され、本年度に線路が完成する。

は高速運転に適応した諸施設を完備すべきであることは言を俟たない。よつて東海道新幹線の開業に当つては、直接運転に関係する最新の保安設備を完備することはもちろん、一般外部から線路内への立ち入りを防止するための防護柵その他施設についても完全に措置すること。

## 要領書

い。よつて東海道新幹線の開業に当つては、直接運転に関係する最新の保安設備を完備することはもちろん、一般外部から線路内への立ち入りを防止するための防護柵その他施設についても完全に措置すること。

## 要領書

本法律案は、昭和二十五回度から当分の間設置する暫定的高等教育機関として発足した短期大学の制度が、専門職業教育ないしは女子のための高等教育の機関として發展して重要な性を占めるに至つている現状にかんがみ、短期大学の目的、性格を明らかにして恒久的な学校制度として確立しようとするもので、妥当な措置と認めた。

本法律案は、農林漁業團体職員共済組合法の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月十六日

農林水産 委員長 青田源太郎  
参議院議長重宗雄三殿

## 審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月十六日  
農林水産 委員長 青田源太郎  
参議院議長重宗雄三殿

## 要領書

この法律案は、農林漁業團体職員共済組合による給付の内容について、他の共済組合制度に準じて、標準給与の月額を引き上げ、平均年金額並びに各一時金の給付額を引き上げるなどの改善を行ない、これらの経過措置を定め、厚生年金保険期間の給付額の調整措置を

廃止するとともに、掛金の徴収、審査会の審査事項、余裕金の運用等の規定を整備し、制度の円滑な運営を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

### 一、費用

この法律の施行に要する経費は、昭和三十九年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金二億三千九十三万六千円のうちから支出されることになつてゐる。

### 附帯決議

農林漁業団体等の役職員は、これらの団体が農山漁村において果たしている役割的重要性にもかかわらず、いまなおその社会的経済的地位は低位におかれている。

この際政府は、それらの者の給与の改善について積極的な施策を講ずるとともに、本年金制度をさらに改善してその身分の安定を図り、もつて農林漁業団体の健全な発展と農林漁業の振興に資するため、左記事項を検討し、すみやかにこれが実現を図るべきである。

### 記

一、新法の給付を旧法組合員期間に適用すること。  
二、物価変動等に対応する年金額のスライド制を採用すること。  
三、既裁定者の年金額を引上げる措置を講ずること。  
四、最低保障額を実情に合わせてすみやかに引上げること。

五、整理資源は国が負担することとし、農林漁業団体及び組合員の掛金負担の軽減を図ること。

六、組合の余裕金を組合員の福祉向上のため活用すること。

七、組合に対する国の監督は適正の範囲にとどめ、組合の余裕金運用その他の業務の執行及び組合職員の労働条件等については、組合の自主性を尊重すること。

八、公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なつてゐるものについて、本法の適用対象団体となし得ること。

### 右決議する。

### 〔第三十一号参照〕

審査報告書  
千九百六十一年の麻薬に関する単

一条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

### 要領書

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

〔第三十二号参照〕

審査報告書  
千九百六十一年の麻薬に関する単

一条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

建設委員長 安田 敏雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月

昭和三十九年六月二十三日

建設委員長 安田 敏雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の総合的な建設計画を樹立し、その区域内における宅地の造成、工業団地造成事業の整備開発、及びこれら事業の達成、促進のための関係規定の所要な改正を行ない、もつて計画的な市街地としての整備及び工業都市その他の都市として秩序ある発展を図らうとするもので、おむね妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の趣旨並びにこれに基く整備開発事業の緊要性に鑑み、かつ又、近畿圏の特性等を考慮して、特に左記事項につき特段の措置を講ずるべきである。

記

一、近畿圏整備法に基づく基本整備計画を速かに策定し、近畿圏全域にわたり整備開発等の基本方策を早急に確立すること

二、近郊整備区域及び都市開発区域の指定並にそれぞれの区域建設計画を速かに策定すると共に、これに基く事業の実施に當つては、地方債の増枠、金融の拡充等行財政

上所要の助成措置を強化すること

三、既成都市区域の整備再開発に伴い、その周辺適地における必要な集団的流通施設等の整備についても、今後の実情に応じ併せて助成促進の方途を講ずるよう配意すること

右決議する。

審査報告書

近畿圏整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

建設委員長 安田 敏雄

参議院議長重宗雄三殿

昭和三十九年六月二十三日

商工委員長 前田 久吉

参議院議長重宗雄三殿

要領書

藤田泰太郎

二、広域運営の推進に當つては、電力融通、電源開発等を実施するにとどまらず、資材共用、技術交流等についても強力に実施するよう指導すること。

三、電力料金の地域差をできるだけ縮小することとし、特に電灯その部落の解消を期すること。

他小口電力料金については、全国一本化を図るよう努力し、未点灯部落の解消を期すること。

四、発電送配電の施設設置に伴なり電気施設の保安確保に関する措置、(2)広域運営を促進するため、電源開発等に関する勧告制度、公益命令等の整備、(3)電気使用者に対するサービス向上を図るための措置、(4)電気事業の調整機能として、電源開発等に関する勧告制度、公益命令等の整備、(5)電気使用者に対するサービス向上を図るための措置、(6)電気事業譲り受けの設置等の措置を講じようとするものであつて、電気事業の現状からみて、電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発展に資するため妥当なものと認める。

右決議する。

昭和三十九年六月二十三日

社会労働委員長 藤田泰太郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近畿圏区域の特性である京都府、奈良県等を中心とする古都の歴史的文化財並びに古都の優美な景観等を保護するための保全区域の整備に関し特別の措置を講じようとするときは、別に法律で定めようとするもので、おむね妥当と認める。

五、電気事業における争議行為の法的規制についてはこれが廃止の方に向むかつて速やかに検討を加えること。

六、水力電源の開発が広汎多様な意義を有することを鑑み、積極的に関連事業との連携結合を図り、これが開発を計画的総合的に推進すること。

七、電源開発に当り、発電コストの軽減を図るため、電気事業者に対して長期低利な国家資金の融資等財政上の諸施策を講じ、尚サービスの強化、コストの軽減等消費者に対する考慮を払い、苟も公営復元等に名を藉り不正当な支出を行なわないこと。

尚旧公営電気事業の復元問題にからむ経済協力については、自治体並に電力会社間に於て従前通り話合に依り早急に解決を図ること。

右決議する。

審査報告書

環境衛生関係事業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

社会労働委員長 藤田泰太郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境衛生同業組合及び同連合会が、アウトサイドと料金等の制限のための組合協約を締結し、若しくは組合員と取引関係のある事業者と組合員の經濟的地位の向上のための組合協約を締結し、又は大企業者とその環境衛生関係事業の制限等につき契約を締結することができるようになりますとともに、行政方が環境衛生組合等に協力させることができるようにするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のよう附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は本法の施行に当り、次の諸事項の実現につき努力すべきである。一般電気事業者のサービス向上を強力に指導すること。これに開業所及び事務所に掲示するほか、その周知徹底に努め、停電事故の防止に万全の措置を講じ、作業停止についても需要家に予め周知せること。

右決議する。

環境衛生同業組合の事業活動の強化に伴い、政府は、次の事項に留意すること。

一、消費生活協同組合、農業協同組合等の特殊使命にかんがみ、本法



一、国有財産審議会の構成及び委員の選任について再検討するとともに、国有財産の貸付け、売払い等に際しての契約条件等の整備改善を図ること。

二、国有財産の不法占拠等の不正当な使用関係について、迅速かつ積極的な処理を図ること。

右決議する。

遂に寄与するため、当該電話交換要員の退職につき特別の給付金の支給に関する臨時措置を定めようとするものであつて、適當な措置と認める。

### 一、費用

本法施行のため、昭和三十九年度における所要見込額は四億六千二百八十六万円である。

### 二、審査報告書

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十七年法律第百十四号附則の規定による恩給扶助料の年額を増額した際の年会員制限を解除し、外國特殊機関の職員の在職年を通算し、特定地域に勤務した旧軍人軍属の戦地加算を算入認めるとともに、いわゆる追放者に対する対応して、追放解除時のベースによる一時恩給相当額の一時金を支給し、傷病年金受給者の妻に扶助金を支給する等所要の改正を行なおうとするものであり、その措置は必ずしも當と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

### 一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、六億八千五百万円が昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

#### 附帯決議

現在現職公務員の給与ベースは約三万円となつてゐるが、退職公務員の恩給の基礎となるベースは、公務死亡・傷病恩給関係が約二万四千円、普通恩給関係が二万円となつており、その格差の是正は遺族未処遇、傷病間差の是正、抑留加算、外國政府職員並びに外国特殊法人職員の殉職者の遺族に対する公務扶助料の支給、これら職員の軍人としての在職年、低額の恩給を受ける者の在職年、恩給最短年限をこえる在職年の通算、終戦時在職条件の撤廃その他第四十三回国会における本委員会の附帯決議中未解決の諸問題とともに從来から重大な懸案となつてゐる。

政府は、恩給及び共済制度の適用をうける戦争犠牲者、退職公務員等の給与ベースを現職公務員の給与ベースの上昇にスライドさせ、この格差の是正をはかるとともに前記諸懸案解決のため適切な方針を講すべきである。

右決議する。

審査報告書  
國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

内閣委員長 三木與吉郎  
参議院議長重宗雄二殿

要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）等の一部改正に準じて、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合の組合員期間に外国特殊機関に勤務していた期間を算入するとともに、旧令による共済組合等の年金受給者に支給される年金に係る年金制限の解除等を行なおうとするものであつて、その措置は妥当と認める。

なお、別紙の附費決議を行なつた。

### 二、費用

本法施行に伴う費用は約三億五千万円であつて、国及び公共企業体が負担する。

### 附帶決議

定員法の施行に伴い著しく急増した常勤的非常勤職員については、昭和三十六年の閣議決定に基づきおむねその定員化が行なわれた。

政府は、これらの職員の共済組合案し、非常勤職員在職期間の通算措置を速かに検討すべきである。

右決議する。

審議報告書  
國家公務員共済組合法等の一部を  
改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。  
昭和三十九年六月二十三日  
内閣委員長 三木與吉郎  
参議院議長重宗雄三殿

趣旨が未だ実現していないので政府はすみやかに善処せられたい。  
右決議する。

#### 審査報告書

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

参議院議長重宗雄三殿  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年三月二十二日の人事院勧告にかんがみ、現行の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の統合、支給額並びに最高支給率の改定、豪雪があつた場合の手当の支給、並びに病氣休職者等に対する新規支給、及び地域を異にして異動した職員に対する追給、返納措置の確立等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

昭和三十九年度の所要経費は、約七億七千万円程度の見込みである。

#### 一、費用

積雪寒冷地域の困難な生活事情から優秀な公務員が定着し難く、地域開発を阻害している実状と、最近に附帯決議

おける防寒、防雪等の諸経費の増嵩等にかんがみ、寒冷地手当の支給率は、今回の措置をもつても、なお不充分と認められるので、政府は、

すみやかにその最高限の引上げにつけ検討のうえ、善処せられたい。また、今回の人事院勧告によつても、なほおおむね妥当と認められるので、

その是正措置をも講ぜられたい。

#### 右決議する。

昭和三十九年六月二十三日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

厚生省設置法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十三日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

参議院議長重宗雄三殿  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、大臣官房国立公園部を國立公園局に昇格させ、児童局の名称を見童家庭局に改めるとともに、その所掌事務に関する規定の整備を図るほか、厚生省本省

の定員を三五二人、社会保険庁の定員を一六人それぞれ増員しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

#### 一、費用

本法施行に伴ない必要な経費として、一億三千七十四万九千円が附帯決議

されている。

昭和三十九年六月二十四日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

農林省設置法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

厚生省設置法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

本法律案は、本省の附属機関として植物ウイルス研究所及び雲仙馬鈴薯原原種農場を新設し、農業土木試験場の業務拡充及び食糧厅の内部部局の所掌事務の整備を行ない、同厅附属機関たる食糧管理講習所を東京都に移し、營農局の附屬機関として国有林野管理審議会を新設し、水産厅に次長を置くとともに、所要の定員改正を加える等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

本法律案は、本省の附属機関として植物ウイルス研究所及び雲仙馬鈴薯原原種農場を新設し、農業土木試験場の業務拡充及び食糧厅の内部部局の所掌事務の整備を行ない、同厅附属機関たる食糧管理講習所を東京都に移し、營農局の附屬機関として国有林野管理審議会を新設し、水産厅に次長を置くとともに、所要の定員改正を加える等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

本法施行に伴ない必要な経費として、七千五百七十八万九千円が附帯決議

されている。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

本法施行に伴ない必要な経費として、一億七千五百余万円である。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

道路法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

本法施行に伴ない必要な経費として、一億三千七十四万九千円が附帯決議

されている。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長 三木與吉郎

#### 要領書

重度精神薄弱児扶養手当法案律案この法律案は、全国的な幹線道路網の整備を図るため、從来の一級国道及び二級国道は、これを一級国道として統合し、その重点的、かつ効率的な整備を促進するとともに、管理体制を強化し、交通安全施設に関する規定を整備し、又道路整備の重要性にかんがみ道路審議会の委員を増加しようとするもので、おおむね妥当と認められる。

重度精神薄弱児扶養手当法案律案この法律案は、全国的な幹線道路網の整備を図るため、從来の一級国道及び二級国道は、これを一級国道として統合し、その重点的、かつ効率的な整備を促進するとともに、管理体制を強化し、交通安全施設に関する規定を整備し、又道路整備の重要性にかんがみ道路審議会の委員を増加しようとするもので、おおむね妥当と認められる。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 藤田藤太郎

社会労働 藤田藤太郎

参議院議長重宗雄三殿

建設委員長 安田 敏雄

要領書

本法律案は、重度精神薄弱児が置かれている社会的状況にかんがみ、重度精神薄弱児を監護し又は養育する父母その他の者に対し、重度精神薄弱児扶養手当を支給しようとするものであつて、妥当なものである。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 藤田藤太郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

本法律案は、重度精神薄弱児扶養手当法案律案この法律案は、全国的な幹線道路網の整備を図るため、從来の一級国道及び二級国道は、これを一級国道として統合し、その重点的、かつ効率的な整備を促進するとともに、管理体制を強化し、交通安全施設に関する規定を整備し、又道路整備の重要性にかんがみ道路審議会の委員を増加しようとするもので、おおむね妥当と認められる。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 藤田藤太郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

本法施行に伴ない必要な経費として、一億七千五百余万円である。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書

政府は、精神薄弱者対策の重要性並びにその著しく立ち遅れている現状にかんがみ、左の各項につき強力な総合的施策をすみやかに実現すべきである。

この法律案は、宅地及び建物の取引の実情にかんがみ、宅地建物取引業の免許制度の実施、取引主任者の資格、取引業協会の設置等所要の改正を行ない、業務の適正な運営を図ろうとするもので、おむね妥当と認められる。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書

附帯決議この法律案は、宅地及び建物の取引の実情にかんがみ、宅地建物取引業の免許制度の実施、取引主任者の資格、取引業協会の設置等所要の改正を行ない、業務の適正な運営を図ろうとするもので、おむね妥当と認められる。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書

この法律施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書

この法律施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書

この法律施行のため、別に費用を充実して、入所希望者が入所できな

いこと。

昭和三十九年六月二十五日

委員長 安田 敏雄

要領書















第一三二三号、第二三二六三房

## らい予防法改正等に関する諸

第五七四号 じん肺法の一  
部改  
正に関する請願

看護人の名称改正に関する請

頤  
農林(產專義)夫

### 第八三五号 優木水産事業の少 業保険適用に関する請願

第八七四號 保育事業予算增額

に關する請願

第一〇一五  
第一〇一六  
第一〇一七

号、第一〇三七号、第一一二二

号、第二二八五号、第一二八六

号、第一二三二八号、第二一〇三三

号、第二六二六号、第二七七一

号、第二八〇五号、第二八〇七

## 号 業務上の災害による外傷

性せき惱障害患者の長期傷病

給付及び休業補償費の給付率

語類

## 第一一五号 労働時間短縮に

第一三三七号　夫達村實事業社  
関する請願

### 第一二二七号 失業対策事業従事者の賃金引上げ等に関する

請願

第一三〇〇号 進行性筋い縮症

児に譲する謂願

第一三三三三号、第三三六三号  
らい予防法改正等に關する請願

第一三三六号 身体障害者の基  
義務雇用、安全就業及び最低  
賃金制実施に關する請願

第一三五八号 歩行困難者の基  
本的處遇に關する請願

第一三八六号、第一四〇四号、  
第一四〇五号、第一四〇六号、  
第一四〇八号、第一四七〇号、  
第一四九九号、第一五二三号、  
第一八八六号、第一〇七二号  
戦傷病者の妻に対する特別給  
付金支給に關する請願

第一三八七号、第一三八八号、  
第一四〇七号、第一四〇八号、  
第一四四九号、第一四五〇号、  
第一四六一号、第一五〇〇号、  
第一五〇九号、第一五一五号、  
第一五五八号、第一八八七号、  
第二〇七三号、第三〇六〇号、  
第三〇九八号 戰傷病者中央  
援護福祉施設建設費の助成に  
關する請願

第一四九八号、第一六七八号  
看護職員の労働条件改善に關  
する請願

第一七三三号、第一八一八号  
外傷性せき惣損傷患者救濟に  
關する請願

第二四二八号 リュウマチ対策  
促進に關する請願

第二三四七四号 社会保険履歴の  
確認措置等に關する請願

第二六二〇号 重度し休不自由  
児援護に關する請願

第二六四七号、第二六五三号、第  
二六七三号 第二六七七号  
業務上の災害による外傷性せ  
き惣損傷患者援護に關する請  
願

第二七四八号、第二七七三号、  
第二八四三号 労働者災害補償  
保険法等の一部改正に關する  
請願

第二七七二号、第二八七八号、  
第三〇一六号、第三〇六一号、  
第三二一六号、第三三三八号、  
第三三五三号、第三三五四号、  
第三三九二号 業務外災害に  
よるせき惣損傷患者援護に  
關する請願

第二九〇四号 中性洗剤の毒性  
と公害問題に關する請願

第三二一三一号、第三二三二号  
失業対策事業に従事する労務者に対する生業資金貸付制度  
改正等に関する請願

第三二〇一号　らい予防法即時改正等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十九年六月二十五日

社会労働委員長　藤田藤太郎

参議院議長重宗雄三殿

審査報告書（災害対策特別委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一二九三号　豪雪災害の救済対策に関する請願

第一六七二号　山形県内の桑園凍霜害対策に関する請願

第一八七二号　凍霜害に対する請願

恒久的対策等に関する請願

第二八七二号　晚霜被害対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十九年六月二十五日  
別委員長 小平 芳平  
審査報告書(法務委員会第一号)  
參議院議長重宗雄三殿  
一、議院の會議に付するを要するもの。  
一、内閣に送付するを要するもの。  
第二八三号 長野地方法務局遠山出張所存置に關する請願  
第三四六号 福島地方法務局竹貫出張所存置に關する請願  
第七六〇号 青森県鶴田町に法務局出張所設置に關する人権侵犯事件調査促進に關する  
第一九〇四号 岐阜地方裁判所  
第二八一七号 水戸地方法務局  
高山支部府舎改築に關する請願  
右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和三十九年六月二十六日  
法務委員長 中山 福藏  
參議院議長重宗雄三殿



第三三三号 異常災害に際し特別の措置を講ずるための農業災害補償法の一部改正に関する請願  
第三五〇号 部分林における分取率引上げに関する請願  
第三五一号 農業構造改善事業に関する請願  
第三五三号 町村農業行政体制の強化対策に関する請願  
第三五四号、第五四八号 福島県母畠ダム建設促進に関する請願  
第三五八号 農業協同組合の合併促進に関する請願  
第四五九号 暖地てん菜栽培奨励に関する請願  
第四七三号 農業構造改善事業に係る国有林野解放促進に関する請願  
第四七四号 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願  
第四九四号 モミ買入れ制度の促進に関する請願  
第四九五号 早期出荷米奨励金制度確立に関する請願  
第四九六号 政府米の集荷手数料及び保管料等引上げに関する請願  
第四九七号 農畜産物価格補償制度確立に関する請願  
第二二九八号 農作業中における請願  
第二二九九号 農作業中の早期内閣制定に関する請願

第四九八号 農業振興施策に関する請願  
第七三七号、第七六七号、第七八五号 糖価引下げに関する請願  
第二六四九号、第一六七二号、第二六九五号 レモンの抜打ち  
第九一二号 斎藤事業団の肉ふた買上げ価格引上げに関する請願  
第九三八号 外国産でん粉類輸入の非自由化継続等に関する請願  
第九三九号、第一〇五九号、第一二二六四号 農業用道路事業の補助率引上げに関する請願  
第一一〇五九号、第一二二六四号 農業用道路事業の補助率引上げに関する請願  
第二八四二号、第二八五〇号、第二八七四号、第二八八六号、第三〇八二号、第三一九号 大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十九年産なたねの共通価格引上げに関する請願  
第三〇五五号 放魚祭ならびに水産資源保護全国運動に関する請願  
第三三三七号 昭和三十九年産米価決定等に関する請願  
第三三三四号 食糧自給政策確立等に関する請願  
第二二九〇六号、第二九八二号、第三一九号 大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十九年産なたねの共通価格引上げに関する請願  
第三一五七号、第三二三三号 東北本線の複線化・電化・電化・電化実現促進に関する請願  
第三五九号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九四号 東北本線の複線化・電化・電化実現促進に関する請願  
第三九五号、第三二九号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一一五七号 斎藤物輸送に関する請願  
第一二三五七号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一三五九号 九州地域の国際観光地と国際観光ルートの形成に関する請願  
第一三六一號 國鐵の安全輸送確保に関する請願  
第一五五三号 鉄道事故防止等に関する請願  
第一六一八号 安全輸送確保等に関する請願  
第三〇五号、第三二三五号 國鐵石勝線鉄道建設に関する請願

第三〇六号、第五八二号、第五八三号 国鉄備作線建設に関する請願  
第三〇九三号、第三二九三号 米穀自給政策確立に関する請願  
第三一〇二号、第三二一一号 昭和三十九年産基本米価算定に関する請願  
第二六〇四号 鹿児島県五反田川の防災ダム建設促進に関する請願  
第二七〇一号 昭和三十九年産なたねの基準価格に関する請願  
第三二三九号、第三二三三号、第三二三四号 食糧自給政策確立等に関する請願  
第三三三七号 昭和三十九年産米価決定等に関する請願  
第三三三四号 放魚祭ならびに水産資源保護全国運動に関する請願  
第三五八号、第五二八号、第五二九号、第五三〇号、第五三一号 東・西線の電化促進に関する請願  
第三五九号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九四号 東北本線の複線化・電化・電化実現促進に関する請願  
第三九五号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九六号、第三二九号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一一五七号 斎藤物輸送に関する請願  
第一二三五七号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一三五九号 九州地域の国際観光地と国際観光ルートの形成に関する請願  
第一三六一號 國鐵の安全輸送確保に関する請願  
第一五五三号 鉄道事故防止等に関する請願  
第一六一八号 安全輸送確保等に関する請願  
第三〇五号、第三二三五号 國鐵石勝線鉄道建設に関する請願

第三〇六号、第五八二号、第五八三号 国鉄備作線建設に関する請願  
第三〇九三号、第三二九三号 米穀自給政策確立に関する請願  
第三一〇二号、第三二一一号 昭和三十九年産基本米価算定に関する請願  
第二六〇四号 鹿児島県五反田川の防災ダム建設促進に関する請願  
第二七〇一号 昭和三十九年産なたねの基準価格に関する請願  
第三二三九号、第三二三三号、第三二三四号 食糧自給政策確立等に関する請願  
第三三三七号 昭和三十九年産米価決定等に関する請願  
第三三三四号 放魚祭ならびに水産資源保護全国運動に関する請願  
第三五八号、第五二八号、第五二九号、第五三〇号、第五三一号 東・西線の電化促進に関する請願  
第三五九号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九四号 東北本線の複線化・電化・電化実現促進に関する請願  
第三九五号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九六号、第三二九号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一一五七号 斎藤物輸送に関する請願  
第一二三五七号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一三五九号 九州地域の国際観光地と国際観光ルートの形成に関する請願  
第一三六一號 國鐵の安全輸送確保に関する請願  
第一五五三号 鉄道事故防止等に関する請願  
第一六一八号 安全輸送確保等に関する請願  
第三〇五号、第三二三五号 國鐵石勝線鉄道建設に関する請願

第三〇六号、第五八二号、第五八三号 国鉄備作線建設に関する請願  
第三〇九三号、第三二九三号 米穀自給政策確立に関する請願  
第三一〇二号、第三二一一号 昭和三十九年産基本米価算定に関する請願  
第二六〇四号 鹿児島県五反田川の防災ダム建設促進に関する請願  
第二七〇一号 昭和三十九年産なたねの基準価格に関する請願  
第三二三九号、第三二三三号、第三二三四号 食糧自給政策確立等に関する請願  
第三三三七号 昭和三十九年産米価決定等に関する請願  
第三三三四号 放魚祭ならびに水産資源保護全国運動に関する請願  
第三五八号、第五二八号、第五二九号、第五三〇号、第五三一号 東・西線の電化促進に関する請願  
第三五九号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九四号 東北本線の複線化・電化・電化実現促進に関する請願  
第三九五号、第三二九号 福島県相馬港の早期完成に関する請願  
第三九六号、第三二九号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一一五七号 斎藤物輸送に関する請願  
第一二三五七号 伊勢湾高潮防波堤の船舶通航用開口部計画に関する請願  
第一三五九号 九州地域の国際観光地と国際観光ルートの形成に関する請願  
第一三六一號 國鐵の安全輸送確保に関する請願  
第一五五三号 鉄道事故防止等に関する請願  
第一六一八号 安全輸送確保等に関する請願  
第三〇五号、第三二三五号 國鐵石勝線鉄道建設に関する請願

第一七三四号 国鉄安全輸送の確保に関する請願

昭和三十九年六月二十六日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

練、電化工事促進に関する請願

第一七三六号 三陸沿岸縦貫鉄道着工促進に関する請願

第一七六三号 上野駅を民衆駅（首都旅行センター）として早急に改築するの請願

第一七七七号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八一号 上野駅を民衆駅（首都旅行センター）として早急に改築するの請願

第一七八二号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八三号 上野駅を民衆駅（首都旅行センター）として早急に改築するの請願

第一七八四号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八五号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八六号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八七号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八八号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八九号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八一〇号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八一一号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一七八一二号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定促進に関する請願

第一二九六号 青森県むつ市にむつ製鉄株式会社工場建設促進に関する請願

審査報告書(第三十二号)

第一二九七号 第九二七号 第九

二八号 第九六一号 第一〇一

六号 第一〇三二号 第一一

三号 音楽、舞踊、能楽等の入

場税釐廃に関する請願

第一二九八号 第九八五号 第一

〇〇七号 入場税法第一条第

一号改正に関する請願

第一二九九号 第一九二九号 第一

一九六八号 第二〇一八号 第一

一九六九号 第二〇九七号 第一

一九七〇号 第二一九号 第一

一九七一号 第二二九号 第一

一九七二号 第二三九号 第一

一九七三号 第二四九号 第一

一九七四号 第二五九号 第一

一九七五号 第二六七号 第二

一九七六号 第二七四号 第一

一九七七号 第二八四号 第一

一九七八号 第二九四号 第一

一九七九号 第二九五号 第一

一九八〇号 第二九六号 第一

一九八一号 第二九七号 第一

一九八二号 第二九八号 第一

一九八三号 第二九九号 第一

一九八四号 第二一〇号 第一

一九八五号 第二一〇号 第一

一九八六号 第二一〇号 第一

一九八七号 第二一〇号 第一

一九八八号 第二一〇号 第一

一九八九号 第二一〇号 第一

一九九〇号 第二一〇号 第一

一九九一号 第二一〇号 第一

一九九二号 第二一〇号 第一

一九九三号 第二一〇号 第一

一九九四号 第二一〇号 第一

一九九五号 第二一〇号 第一

一九九六号 第二一〇号 第一

一九九七号 第二一〇号 第一

一九九八号 第二一〇号 第一

一九九九号 第二一〇号 第一

二〇〇〇号 第二一〇号 第一

二〇〇一号 第二一〇号 第一

二〇〇二号 第二一〇号 第一

二〇〇三号 第二一〇号 第一

二〇〇四号 第二一〇号 第一

二〇〇五号 第二一〇号 第一

二〇〇六号 第二一〇号 第一

二〇〇七号 第二一〇号 第一

二〇〇八号 第二一〇号 第一

第一二九九号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇〇号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇一号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇二号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇三号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇四号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇五号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇六号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇七号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇八号 中小企業振興に

関する請願

第一三〇九号 中小企業振興に

関する請願

第一二九九号 第二一〇号 第一

二〇〇〇号 第二一〇号 第一

二〇〇一号 第二一〇号 第一

二〇〇二号 第二一〇号 第一

二〇〇三号 第二一〇号 第一

二〇〇四号 第二一〇号 第一

二〇〇五号 第二一〇号 第一

二〇〇六号 第二一〇号 第一

二〇〇七号 第二一〇号 第一

二〇〇八号 第二一〇号 第一

二〇〇九号 第二一〇号 第一

第一三一〇号 中小企業振興に

関する請願

第一三一〇号 第二一〇号 第一

二〇〇〇号 第二一〇号 第一

二〇　一号 第二一〇号 第一

二〇　二号 第二一〇号 第一

二〇　三号 第二一〇号 第一

二〇　四号 第二一〇号 第一

二〇　五号 第二一〇号 第一

二〇　六号 第二一〇号 第一

二〇　七号 第二一〇号 第一

二〇　八号 第二一〇号 第一

二〇　九号 第二一〇号 第一

第一三一〇号 第二一〇号 第一

二〇　〇号 第二一〇号 第一

二〇　一号 第二一〇号 第一

二〇　二号 第二一〇号 第一

二〇　三号 第二一〇号 第一

二〇　四号 第二一〇号 第一

二〇　五号 第二一〇号 第一

二〇　六号 第二一〇号 第一

二〇　七号 第二一〇号 第一

二〇　八号 第二一〇号 第一

二〇　九号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

第一三一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

第一三一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

第一三一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一

二〇　一三号 第二一〇号 第一

二〇　一四号 第二一〇号 第一

二〇　一五号 第二一〇号 第一

二〇　一六号 第二一〇号 第一

二〇　一七号 第二一〇号 第一

二〇　一八号 第二一〇号 第一

二〇　一九号 第二一〇号 第一

二〇　一〇号 第二一〇号 第一

二〇　一一号 第二一〇号 第一

二〇　一二号 第二一〇号 第一</p



第一二二九七号、第一三三〇八号、第一三三三二号、  
第一三三七号、第一三三八号、  
第一三六二号、第一三七〇号、  
第二三七一号、第一四二一号、  
第一四四三号、第一四九五号、  
第一四九六号、第一五〇五号、  
第一五一〇号、第一五六三号、  
第一五三三号、第一五三四号、  
第一五四八号、第一五六二号、  
第一五六三号、第一五八九号、  
第一五九〇号、第一五九一号、  
第一六〇八号、第一六〇九号、  
第一六二〇号、第一六三三号、  
第一六三四号、第一六三五号、  
第一六三九号、第一六六一号、  
第一六七二号、第一六八二号、  
第一六八三号、第一六八四号、  
第一六九六号、第一六九七号、  
第一六九八号、第一七〇三号、  
第一七〇七号、第一七〇八号、  
第一七〇九号、第一七一〇号、  
第一七一六号、第一七七八号、  
第一七四一号、第一七四二号、  
第一七四三号、第一七四四号、  
第一七六四号、第一七六五号、  
第一七六六号、第一七六七号、  
第一七六八号、第一七九二号、  
第一八一三号、第一八一四号、  
第一八一五号、第一八五二号、

第一八五三号、第一九二五号、  
第一九四四号、第一九七五号、  
第二〇二〇号、第二〇二九号、  
第二〇五五号、第二〇五五号、  
第二一六号、第二二一七号、  
第二四八号、第二二四九号、  
第三四五号、第三三四六号、  
第三三九七号、第二四〇二号、  
第二四五四号、第二四五五号、  
第二四七二号、第二四九九号、  
第二五四九号、第二五七一号、  
第二八七九号、第二八八二号、  
第二九三号、国立大学教育  
の待遇改善に関する請願  
第一二二一五号、第一三四〇号、  
第一三四一号、第二九四三号、  
第三〇一七号、第三〇六三号、  
第三一〇五号、第三三三九号、  
第三三三〇号、第三三三三号  
国有林労働者の差別待遇撤廃  
等に関する請願  
等に関する請願  
上昇等に関する請願  
第一二四七号、第一三〇三号、  
第一三四四号 国家公務員の  
賃上げ等に関する請願  
第一二三三二号 公務員の賃金引

第一二三四五号、第二三二一〇号、  
第二三二一号、第二三七七号、  
第二五二〇号、第二五六三号  
栃木県宇都宮市所在の官庁等  
勤務の国家公務員に寒冷地手  
当支給に関する請願  
第一二六七号、第二二六八号、  
第一三〇六号、第二三〇七号  
国家公務員の給与改定等に関  
する請願  
第一三〇五号 恩給、退職年金  
増額に關する請願  
第一三三四号 軍人恩給の加算  
制に因する請願  
第一三六四号、第一三六五号、  
第一三六六号、第一三六七号、  
第一三六八号、第一四九四号  
北海道開発局の要員増加に關  
する請願  
第一六四〇号 元溝州拓殖公社  
員であつた公務員等に対する  
恩給法等の特例制定に關する  
請願  
第一六七二号、第一六七三号、  
第一七六九号、第一八九五号、  
第一九〇六号、第一九九五号、  
第一一〇八九号、第二一〇九〇号、  
第二三一〇九号、第二三四七号、  
第一三三五号、第二三三六号、  
第一四〇七号、第一四〇八号、  
第一四〇九号、第一四一〇号、

第二四三〇号、第二四五三号、  
第二五四四号、第二四五五号、  
第二四九八号、第二五四五号、  
第三五六六号、第二五四七号、  
第二五四八号、第二五八八号、  
第二七四二号、第二八〇六号、  
第二八七五号 退職監察職員  
の恩給は正に因する請願  
第一九七六号、第二〇三〇号、  
第二一五〇号、第二四〇六号  
基地周辺民生安定法制定に因  
する請願  
第二一〇八八号、第二二五一号、  
第二一五三号、第二三二〇七号、  
第二三〇八号 年末年始の特  
別休暇期間中勤務する職員に  
割増賃金支給に因する請願  
第二三二二号、第二五二一号  
国家公務員の賃上げに関する  
請願  
第三二九三号 國家公務員共済  
組合法の長期給付に因する施  
行法等の一部改正に因する請  
願  
第二六六〇号 公務員労働者  
賃金大幅引上げ等に因する請  
願  
第二七二七号、第二八〇一号  
戦争犠牲警察退職者の補償に  
因する請願

第二七九四号、第二八二七号  
国家公務員労働者の賃金一律  
五千円引上げ等に關する請願  
第二八四〇号 接収借地借家権  
の被賣救済に關する請願  
第二八七六号 日本赤十字社所  
屬の看護婦の戰時事變に召集  
された期間を恩給法の在職年  
に算入する等の請願

第三九一二号、第二九三九号、  
第二九六五号、第二九六六号、  
第二九七七号、第二九九二号、  
第三〇四〇号、第三一一三号、  
第三一四四号、第三二三三号、  
第三二五五号、第三二九四号、  
第三三〇五号、第三三二四号、  
第三三一九号 元滿州國等外  
國政府職員の恩給に關する請  
願

第三一九五号 旧軍人等に對す  
る恩給に關する請願  
の通り審査決定した。よつて報告  
る。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長 三木與吉郎

參議院議長重宗雄三殿

甘味資源特別措置法案(予備審査)  
(継続案件)



昭和三十九年六月二十六日 参議院会議録追録

				参議院会議録第三十号中正誤	
		ペシ 段 行 誤		ペシ 段 行 誤	
	九六 四 ら八	終了	正	九七 三 終了	正
	二つ の 行 政 区	段 行 誤	正	二つ の 行 政 区	段 行 誤
九五 二 五	二つ の 行 政 区	制度と	正	二つ の 行 政 区	制度と
				参議院会議録第三十一号(その一)	
				参議院会議録第三十一号(その二)	
				中正誤	

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭和三十九年六月二十六日 參議院会議録追録

定価一部十五円  
(ただし良質紙は二十円)  
(配送料とも)  
発行所 東京都港區赤坂美町二番地  
大蔵省印刷局 電話東京一五〇一  
官課